

第1条 イベント（競技会）の名称  
SUBARU スポーツミーティング 4-大阪  
ダートヒルクライム プラザ阪下

SUBARU ワンメイクダートトライアル  
SUBARU レプリカカーミーティング（展示のみ）

第2条 オーガナイザー

スバルスポーツミーティング開催実行委員会

第3条 日時

2006年12月10日（日） 雨天決行  
タイムテーブルは受理書にて発表します

第4条 会場

プラザ阪下（大阪府河内長野市末広町 4-1）

第5条 参加募集期間及び参加資格

1）参加募集期間：2006年9月27日（水）～11月30日（木）必着

2）参加資格：

- 参加者は普通自動車運転免許証を所持しているスバルオーナー。免許停止中・免許証を紛失しているものは不可とする。JAFライセンス不要
- 20歳未満の競技運転者は、参加申込書に親権者の同意の署名、捺印を必要とする。
- レプリカカーについては次の注意事項に同意できる方  
チーム及び企業のロゴ類を、許可なく複製し譲渡または譲受することは、違法となります。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

第6条 参加料

- ダートトライアル 1名/1台 10,000円  
消費税・入場券×1・車両パス×1付
- レプリカカーミーティング 1名/1台 3,000円（展示のみ）  
消費税・入場券×1・車両パス×1付

第7条 参加申込受理・参加拒否

参加申込受付終了後書類審査の上、参加申し込み正式受理及び不受理の通知を発行します。参加申し込み受付終了後の参加取り消しは、参加料は返還致しません。参加拒否及び参加不受理の場合は事務局手数料1,500円を差し引き返還します。

第8条 参加台数

- ジムカーナは最大80台を目安とする。
- レプリカカーミーティングは最大20台を目安とする。

第9条 運転者の変更・車両変更

参加申し込み受理後の運転者・車両の変更は認めない。但し、車両の故障・破損等による変更は事務局に確認の上、変更手続きを行わなければならない。

第10条 クラス区分

クラス区分は参加申込用紙に記載されている一覧とする。（参加申込用紙参照）

第11条 公式通知

参加申し込み締切後、本規則にないイベント（競技）運営に関する実施規則及び参加者への指示事項は公式通知によって示される。

第12条 ゼッケン・指定ステッカー

ゼッケンは事務局が決定し、イベント当日支給する。

1）ダートトライアル

ゼッケンは走行前の安全検査までに左右のドアに剥がれないように確実に貼付しなければならない。

ビニールテープ・セロテープ・ガムテープは各自で用意すること。

2）全コンテンツ

大会スポンサーがある場合、主催者はスポンサーステッカーを配布する。

参加者は指定された場所に貼付しなければならない。

第13条 参加確認（受付）

大会当日、参加の確認と受理書の確認を行う。参加者は下記の物持参し受付に来なければならない。自動車運転免許証 正式受理書

第14条 安全検査（車検）

ダートトライアル参加者は受付後安全検査（車検）を受けなければならない

- ヘルメットの確認 通称ドカヘルは認めない。JIS規格が望ましい。
- グローブの確認 指のでない革製が望ましい。軍手は不可。
- 服装の確認

ダートトライアル参加者はレーシングスーツ・レーシングシューズが望ましいが、長袖・長ズボン・スニーカーでもよい。

第15条 ブリーフィング（競技説明）

- 当日の運営上の説明及び競技の説明を行なう。
- ブリーフィング会場、その他連絡は放送により行なうのでしっかり確認すること。

第16条 走行・順位規定

ダートトライアル）

- コースはプラザ阪下の特設コースを使用して行う。
- 走行は2回行い、良いタイムを成績とする。

レプリカカーミーティング（展示のみ）

展示はパドック指定場所内とし、来場者及びスバル有識者（スバル関係者・STIなど関係者・ゲストドライバー等）の投票により順位を決定する。

第17条 その他の規定

ダートトライアル）

- スタートは原則としてゼッケン順とする。
- スタート方式はスタンディングスタートとし、タイム計測は自動計測器によって1/1000秒まで計測される。

3）競技の途中で走行を中止する場合は、明確にリタイヤの意思表示をオフィシャルにし棄権しなければならない。

4）ゴールライン通過と同時に走行は終了する。チェッカー旗によりゴール位置を示す。

5）車両の故障・破損等により走行が出来ない場合は以後の走行を棄権とする。

第18条 ペナルティ

ダートトライアル）

コース内のパイロンを移動または転倒させた場合、1本につき5秒を走行タイムに加算する。

スタッフの指示に従わなかった場合及び第23条の参加者の尊守事項を守らなかった場合は失格とする。

その他主催者が違反と判断した行為があった場合、主催者の判断でペナルティーを与える場合がある。

第19条 損害の補償

1）参加者及び関係者は『主催者、スタッフ、コース所有者は一切の補償責任を免除されていること』を了承しなければならない。

2）参加者は参加車両及びその付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は各自が負わなければならない。

3）参加者及びその関係者が会場施設、競技運営器物の破損汚損、その他参加車両・人身へ損害を与えた場合は理由の如何を問わず、加害者が全責任（支払い）を負うものとする。

第20条 抗議

1）参加者は不当に処遇されていると判断した場合は抗議をすることが出来る。但し、計時に関する抗議は認めない。抗議は抗議料20,380円を添え文書にて大会本部に提出する。

2）抗議の裁定は大会本部が行い、裁定結果は口頭により抗議提出者に伝えられる。裁定結果に基づき、抗議料は抗議が認められた場合のみ返還される。

第21条 イベント（競技）の成立

ダートトライアル）

第1ヒートが終了した時点で成立する。

第22条 イベント（競技）の延期・中止・併合・分離

1）保安上または不可抗力のためにイベント（競技）の実施あるいは続行が困難になった場合、イベント（競技）の延期・中止及び短縮を行う。

2）イベント（競技）の延期のため出場できない場合及び中止の場合は参加料は返還する。

3）短縮は各クラスごとに順位の判定ができる限り当該クラスの走行が成立したのものとする。

4）参加台数が6台を充たないジムカーナクラスの場合は、そのクラスを中止またはクラスの併合をする場合があります。

第23条 賞典

ダートトライアル）

各クラス1～3位にトロフィー・副賞

参加台数により賞典は変更される場合があります。

レプリカカーミーティング

1位にトロフィー・副賞

第24条 参加者の尊守事項

参加者及びその関係者はイベント（競技）を通じて次の事項を守らなければならない。

1）本イベント（競技）規則書、イベント（競技）運営上のあらゆる規定、スタッフの指示に従うものとする。

2）常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。また、薬品等によって精神状態をつくるってはならない。

3）イベント（競技）中または、走行に関する業務についている時は酒気を帯びていてはならない。

4）会場内でのカラ吹き、急発進、プレーキテスト、暴走行為を厳禁する。また、エンジン始動中のジャッキアップをしてはならない。

第25条 本規則の施行

本規則は各大会参加受付と同時に施行する。

2006年9月25日

SUBARU スポーツミーティング開催実行委員会